



※「高齢者医療システムサーバー」とは、後期高齢者医療システム(区システム)のデータが記録されているサーバーをいう。
※「団体内統合宛名等システム」とは、情報提供ネットワークシステム(特定個人情報の授受を行うために、国が設置・管理するもの)の中間サーバーに情報提供するために区に設置されているシステムをいう。

※本人から個人番号を提示された際に、区システムの操作端末に個人番号を入力することにより、「高齢者医療システムサーバー」を介し、「団体内統合宛名等システム」に個人番号をキーに住民番号を照会する。回答された住民番号により、個人番号が本人のものであることを確認する。

なお、「高齢者医療システムサーバー」には、個人番号の入力後、団体内統合宛名等システムに照会するまでの間、個人番号が記録される。

標準システムへの情報移行に関する事務

(資料6-2-2)

